



空き家の解体費用を助成します!

問 危機管理課 ☎ 22-2206

要件を全て満たす空き家の解体工事を行った場合には、経費の一部を助成します。

要件

- ① 空家等特措法による特定空家(※)の勧告を受けていない住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ③ 市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅)
- ④ 市内にある個人所有の住宅
- ⑤ 1年以上空き家であること
- ⑥ 5年以内に市の補助金交付を受けていない住宅
- ⑦ 不動産業を営む者が営利目的で所有するものではない住宅

※特定空家とは?

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

補助対象

次の要件を全て満たす方で、空き家の所有者または相続人

- ① 市税の滞納がない方
- ② 所有者、相続人が複数の場合は全員の同意書が必要
- ③ 補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、解体することに関して、当該権利人の同意を得ていること

④ 過去5年間に空き家解体補助金を受けていないこと

補助対象となる工事

全て満たす工事

- ① 空き家を解体し、敷地全体を更地にする工事(家財、動産は除く)
- ② 同一敷地内(一体で利用している土地)に他の建物がある場合は対象外
- ③ 年度内に完了する工事
- ④ 建設業法または建設リサイクル法による、登録を受けた業者が行う工事
- ⑤ 他の同種の補助金等の交付を受けていない工事

補助金額

解体工事費の3分の1

- ・ 市内業者が施工した場合 上限50万円
 - ・ 市外業者が施工した場合 上限40万円
- 申請後、工事金額が増額があっても、補助金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回る場合、補助金額は変更になります。

申請書類

市役所本庁舎3階危機管理課窓口にて配布(市庁からダウンロード可)

その他

先着順ではありません。予算額を上回った場合は、抽選します。申請は原則、所有者、相続人の方に限定します。

6月1日(火)〜30日(水)の平日(午前9時〜午後5時)に申請書類を危機管理課窓口へ

地域おこし協力隊

荒川白久大久保にて作業道の改良、および集材搬出を実施

大滝栃本の作業道作設の作業は年明けまでで一段落し、1月中旬より荒川白久大久保の現場にて、のり面が崩れて狭くなった作業道の改良(幅員の拡幅、崩れて道に落ちた岩石の破碎)を行いました。



森づくり課所有のバックホウのみでは対処できない岩石の破碎については、別途ブレイカーをレンタルし対応しました。

大滝栃本での作業を経験したおかげで、滞りなく市有林までの作業道改良ができました。作業道の改良にご了承いただいた地権者の方々へ改めて御礼を申し上げます。

間伐材の集材、搬出には「林内作業車」という、ワイヤーウィンチを具備したキャタピラの自走車両を使っています(写真左)。4mの丸太が軽々と動くパワーがあり、丸太がどのように動かすか不慣れなうちは予測不能で危険な思いをしました。常に気を張って作業をしています。(長尾)



秩父市民有林森林整備事業補助金(※)を使った施業を行いました

令和元年に創設された補助金が、令和2年度の一部見直しにより範囲や額面が拡充されました。(市報12月号7ページ) 森林所有者の方とご縁をいただき、この補助金を用いて森林整備(間伐)を行いました。普段は複数の協力隊メンバーで協働していますが、独立を見越して単独での施業を試みました。安全に木を伐採できても想像以上に進捗が遅く、色々な面においてスピードが遅いことを自覚させられました。一つ一つの判断や動作をいかに早く、無駄を省き、手戻りなどを少なくするか。課題が山積みですが、引き続き努力していく所存です。(長尾)

(※)令和3年度から、森林林業活性化協議会の事業として実施



問 森づくり課

☎ 22-2369
地域おこし協力隊
大熊浩史・長尾貴道
大塚宣之



フェイスブック「ちぶ森の活人」というページで活動を紹介しています。